

月廿八日尾山神社の階前左右に神木を植えたことを加藤里路が記せるもの。この木はもと尾張荒子の前田利家居館の地に在り、前田齊泰が一たび東京に齎したものを移したので、一は四五種許の木斛、一は二〇種許の櫻樹であつたが、今存せぬ。

シンボザカ 新保坂 江沼郡黒崎領にある。江沼志稿に、黒崎村の新保坂に新保九郎左衛門の居蹟があると記される。

シンボジロエモン 新保次郎右衛門 又石川次郎右衛門ともいうた。藩初以来金澤袋町に住んで、藩侯御膳所の魚鳥を調達し、前田利長の時から高岡にも亦店舗を構へた。袋町に市場を設け、後之を近江町に移したことなども亦皆次郎右衛門の爲す所であり、その家は藩末まで連綿した。

ジンボタツヲ 神保立雄 通稱を磯次郎といひ、文政十一年を以て生まれた。國典に通じて、明治三年金澤藩の皇學副教師となり、四年文學訓導になつた。置縣の後菅生石部神社に奉仕し、八年白山比咩神社禰宜となり、十年權宮司に進み、十四年八月廿七日五十四歳を以て歿した。

ジンボナリアキラ 神保成章 通稱長八。權五郎・縫殿右衛門・舍人。享保九年祖父八左衛門繼明の遺知四百石を繼ぎ、大小將・表小將・同番頭より次第に昇進して定番頭に至り、寶曆十年百五十石を加へ、天明七年致仕して夕可と號し、料三百石を受けた。

ジンボヤタエモン 神保彌太右衛門 初め御歩に召抱へられ、元祿十二年御歩小頭に進み、新知百石を賜ひ、寶永元年源光院御用人並として組外に列し、三十石を加へ、翌二年

歿した。子孫相繼いで藩に仕へる。
シンボヲガハ 神保小河 ↓シンブシヤ 神符社。

シンマイシマリカタ 新米縮方 加賀藩では、百姓が新米を收穫しても、租米上納を皆濟せぬ以前にそれを賣拂ふことを得なかつた。但し夫銀の如き田の高に懸る課税に當て、又は尿代銀の支拂を要する時は、組織許十村の指紙を添へて賣却することを許された。藩は毎年七月に入る時、平十村以下村吏に新米改役を命じ、各郡主要道路の民家に番所を設けしめ、皆濟に至るまで新米の密賣買を取締つたのである。

シンマタゴエ 新又越 能美郡新保のうち木地小屋から、越前大野郡横倉に出る國境の峠。
シンマチ 新町 鳳至郡中居の内の小字。
シンマチブン 新町分 鳳至郡阿岸郷に屬する部落。
シンマツ 眞松 加賀藩では松樹の成育を保護する爲に、眞松の賣買に相當の取締を加へてゐた。元祿五年八月十六日の令に、『於當町申しん松商賣仕者共、賣主在所並其者の名開届置、商賣仕候様に可申渡旨、御年寄衆被仰渡。』とあり、又安永十年四月城下の花屋六人に興へた令にも、『眞松商賣致來候處、今般願之趣有之承届、御領國中より出候五葉松・二葉松眞買入爲政商賣候。五葉松之分者散花屋に茂賣渡管に候云々。』とある。

シンマル 新丸 金澤城三ノ丸河北門の外で、尾坂門内の一曲輪をいふ。最初は城外であつたのを、慶長四年に取込めたのでこの名があり、元和の頃には重臣の邸宅があつた。

しかし前田利長が年不詳九月十六日附で伊豆・圖書二人に宛てた手書に、『さやうに候はゞ、しん丸あまりせば候間、東の丸をしん丸へいま十間もばい度候。』とある新丸は、東ノ丸と接續の地と見えるから、後世の所謂新丸ではない。

シンミナシクリシユウ 新虚栗集 二冊。金澤の俳人麥水著。其角の撰んだ虚栗集の古調を復興せんことを唱へたもので、この主義に合致する古人の句を擧げ、加能越その外他國俳人の句をも載せてある。跋は安永丙申季秋垂菊洞八水の書する所。尙卷尾に麥水の『みなし栗の譯』の文が附せられてゐる。安永六年四月大坂大野木市兵衛及び石原茂兵衛板。

シンミヨウ 針妙 武家に奉公する女にして裁縫などに従事するものであるが、物縫といはれるものよりも、稍上位のものである。
シンムラ 新村 シムラ 珠洲郡白丸の内の小字。

ジンメイ 人名 明治二年七月従來國守號を以て通稱に充てたるを廢し、凡べて位階を以て之に代へることとし、八月また人民の官名・國名に因んだ通稱を用ひるを禁じたから、彈正・民部等の類はその跡を絶つに至り、三年八月十三日更に官職類似の某兵衛・某太夫・某助・某丞・某進などを改めしめた。次いで四年四月戸籍法實施の後、五年五月七日の太政官達によつて通稱・名乗兩様を用ひたるものを單名とし、六年三月には人民の名に御諱の字を避けるの制を廢した。

シンメイガハナ 神明ヶ鼻 鳳至郡中居南の部落南方の岬。

シンメイハラ 神明原 シメハラ 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。名義は邑内に神明宮があつたから起る。
シンメイヤマ 神明山 鳳至郡二俣・別所谷兩部落間に在る山。高さ圖上測定二四二米。地質第三紀層。

シンユウノミヤ 神遊宮 鳳至郡上野と地藏坊との入會山地にある。式の神目伊豆岐比古神社たることを主張したこともあるが、こゝは古へ能登郡内であるから、鳳至郡の式社の存すべき理由がない。
シンラクジ 信樂寺 金澤木倉町に在つて、眞宗東派に屬する。明治十二年寺號を許された。

シンランシヨウニエテン 親鸞聖人繪傳 御傳繪指示記によれば、本願寺覺如は正應三年廿一歳の時より三年に亘つて、關東・北陸の祖蹟を巡拜し、親鸞一代の事蹟を御繪傳にあらはしたが、その御繪傳には二幅・三幅・四幅の三通りあつて、二幅のものは加州松任の本誓寺・越前福井の淨徳寺に傳はると記してある。本誓寺には今繪傳二幅を藏するが、畫樣室町末期のものに屬し、且つ四幅中的一部分なるが如く見える。又四幅の繪傳は、大聖寺町願成寺のもの最も見るべく、その裏書に『大谷本願寺上人御縁起四補内第一卷。畫工民部法限隆光。應永廿六年己亥七月廿二日。加賀熊坂庄内狹生。願主釋佛乘。』などある。之に次ぐものは大聖寺町專稱寺のもの、その第一幅に『東山大谷本願寺開山親鸞聖人御縁起也。寶徳元年己巳十一月廿八日本願寺住持釋存如在判。賀州江沼郡山代庄川崎專稱寺住持願主釋眞光。但於此御傳一者不

但於此御傳一者不